

一、二、三、四

として図示されている。

右二つの圖面は孰れも明治二三年六月に調製されたものであるが、前者は土地台帳付屬地圖俗に公圖と云われたもので税務署、登記所法務局と順次引継がれ現在に至つてあり土地の權利の基礎となつてゐるものである。

後者は土地台帳付屬地圖の圖本である。

二而して右牛瀧川目一三〇番に対する坂井源八の所有權は紛争の相手の林野庁も認めて争わぬが、右一三〇番の所在位置に関する当事者双方の主張が対立してゐるのである。

第六号証ノ一公図の図示するところに換れば、略図(一)の通り下北郡佐井村大字長後字牛龍川目には東南から海へ向つて貫通している県道があり、その県道の西方に北より概ね順を遡つて一四〇番、一二六番、一二七番、一二八番、一二九番、一三〇番、一三一番、一三二番、一三八番、一三九番、一三四番の一三〇番所へ一三〇番については枝番号の地を省略するの所在位置が図示されている。

然るに明治三六年に青森大林区署が綾道石国有林と民有林との境界査定を実施した結果、査定図(第十一乃至十五号証)によつて表示されたところによると右民有林一二番は略図(一)の如く異動を生じ、殆んど県道を境として

事務所 東京都港区西新橋一丁目九番十号

ビル

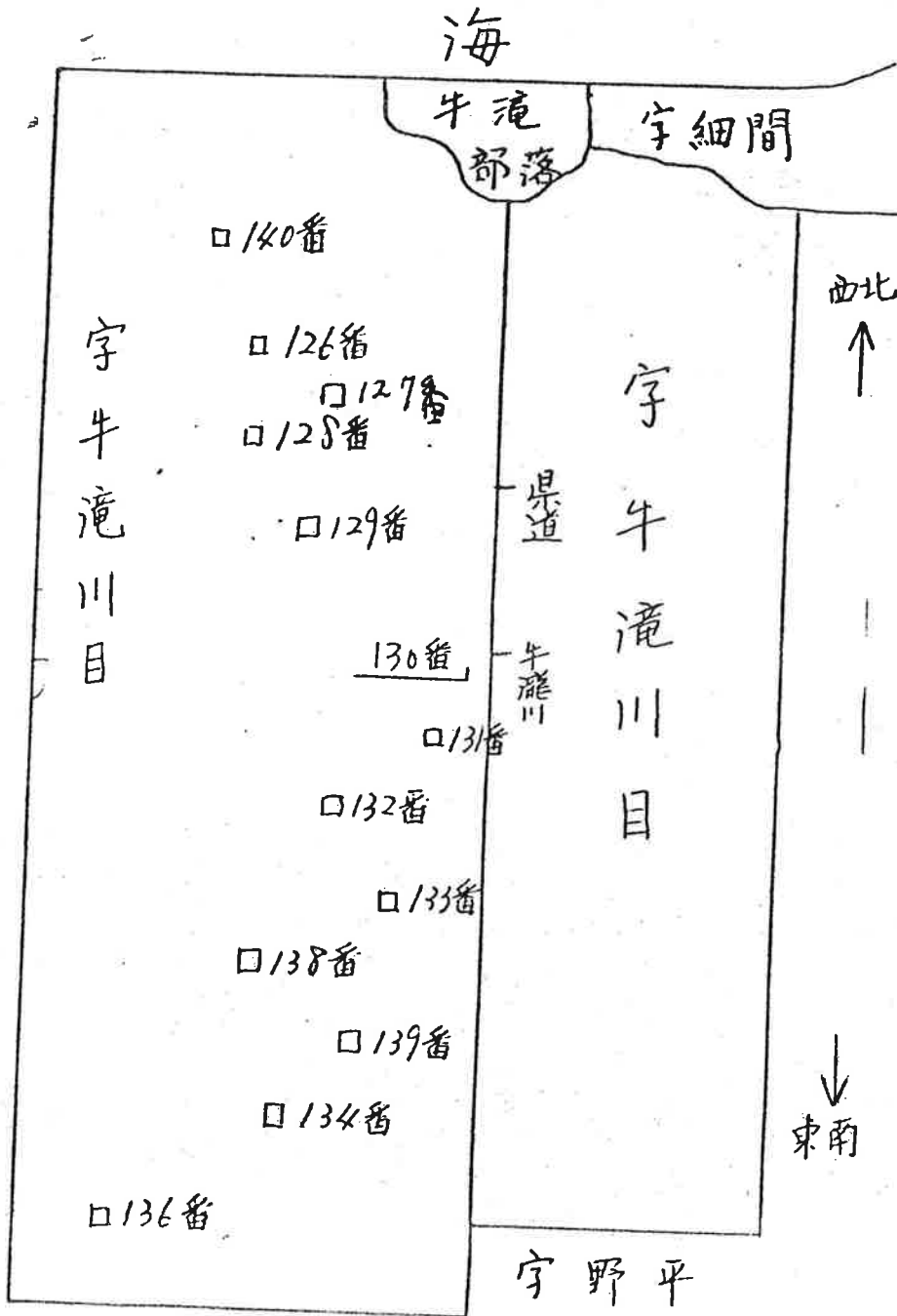
電話東京(501)

〇七五六番
二〇五〇番
二五五六番

自宅 東京都目黒区八雲三丁目十番九号

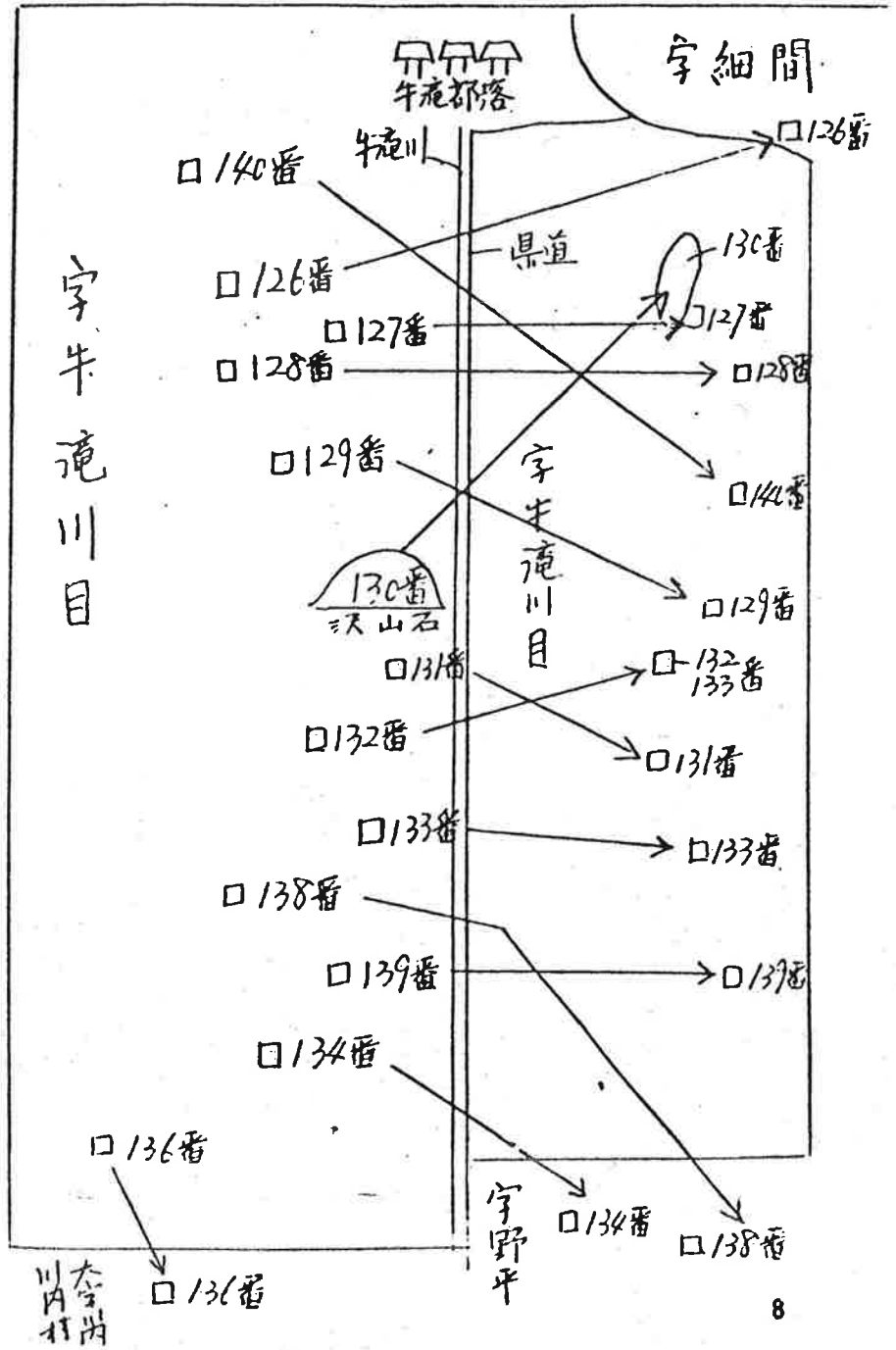
電話東京(717) 〇五五六番

(一)



(=)

海



東側に移るか他村他字に移される結果となつた。

又そこで民有林所有者側の本件係争地の所在位置主張の依
つて立つ証拠の公図が官の査定の結果かくまで齟齬懸絶
を来す如き信用性のないものか先決問題となる。

第二、公図の検討

一、林野庁側は公図が技術不熟練な人民により作成されたも
ので実地に適合せず不完全なものであると云うのである。
本件公図は明治二三年に地押調査の結果作成されたもの
である。

地押調査は明治一八年二月一八日大蔵卿より発して主秘
第十号訓令により着手せられ、同二七、八年頃迄に亘つ